

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 12

事業名 (計画事業名)	雄武町戦没者追悼式	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	福祉意識の高揚	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who)	戦没者の遺族及び一般町民	受益者負担	有 ☒ 無
事業の意図	(What)	戦没者を追悼する		
事業の手段	(How)	追悼式の実施		
事業の結果	(Outcome)	戦没者の慰霊		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
戦没者追悼式の実施	9月3日	9月2日	9月1日	9月7日		H10～H19	1143

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおり達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおり達成していないが、今後、達成できる見込みである	遺族の高齢化が進んでいる。
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

9月の第1金曜日に戦没者追悼式を挙行 場所～雄武町民センター	【町民への周知方法】 広報誌にチラシ折込、ホームページ掲載、遺族等に個別通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	昭和10年、碑を現在地に移転してから慰霊の祭事が盛大に執行され、昭和59年に招魂祭の式典形式が町主催の戦没者追悼式に改められ現在に至っている
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村においても同様に実施されている
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	遺族の高齢化に伴う開催場所の変更(屋内開催)

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1) 行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	戦没者に哀悼の意を表すとともに平和の尊さを再認識するため行政が実施すべき事業であります
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 内容的に継続実施が必要な事業
(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 戦没者に哀悼の意を表すとともに平和への誓いを新たにすることとして 町民に定着している。
(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 遺族を始め、来賓、一般町民の多数の参列があり、町民の理解が得られ る事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 予算作成時に削減を検討し計上している
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 平成18年度より屋内での開催にしたことにより、天候に左右されず、また 準備作業が軽減されている。
(事業の休廃止の影響) (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 事業の趣旨からも休止は困難と判断される。

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☒ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
☐ イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
☐ ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
☐ エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

☐ B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
☐ C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
☐ D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
（上記A～Dから選択記入）（上記ア～エから選択記入）

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

（説明）

今年度より当日の天候や参列者に配慮し屋内での開催に変更しました。屋内用祭壇購入費用が増額となりましたが、これにより、準備・実施のための人員数や作業負担が軽減されたことから、今後も引き続き屋内で開催することとしたい。

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 13

事業名	雄武町社会福祉協議会補助事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	社会福祉協議会活動運営費助成事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会福祉協議会の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町社会福祉協議会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 社会福祉活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
社会福祉協議会活動運営費補助	6,880千円	6,670千円	6,670千円	3,000千円	6,670千円	H10～H19	6,670千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	地域福祉活動の拡充、自主財源の確保と運営基盤の安定
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
社会福祉協議会専門員の人件費補助(2名分)	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	町内で唯一の社会福祉法人として地域福祉の推進に積極的に取り組んでいる雄武町社会福祉協議会に対し人件費の補助を行い運営基盤の安定を図る。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	訪問介護事業の実施(平成15年10月から) 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの指定管理者に指定(平成17年4月1日から平成27年3月31日まで)

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 地域の社会福祉活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである ☐ b 一部は民間が独自に行うべきである ☐ c 民間が独自に行うべきである (説明) 地域福祉活動を推進するため行政の支援が必要
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 脆弱な運営基盤の安定を図るため継続した支援が必要
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている ☐ b 事業の効果が一定程度現れている ☐ c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当協議会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える ☐ b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える ☐ c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 多くの町民が社協の会員であり理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☐ 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 ☐ 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☐ 該当 ・ ☒ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☐ 有 ・ ☒ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☐ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない ☒ b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ☐ c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 平成19年度より人件費1名分(定額3,000千円)とする。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である ☐ b 現在の対象・手段に改善余地がある ☐ c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ☐ a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある ☐ c 事業の休止を検討することができる ☐ d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 人件費に対する補助であり休廃止することは困難

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ウ (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 雄武町社会福祉協議会の専門員の人件費を補助しておりますが、地域福祉の推進、当協議会の円滑な事業推進を図るためにも本事業の継続実施が必要と思われます。また、平成19年度から人件費1名分(定額)への見直しを行うこととしています。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 14

事業名 (計画事業名)	雄武町民生児童委員協議会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	民生児童委員の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町民生児童委員協議会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 民生児童委員活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
民生児童委員協議会運営費補助	70千円	63千円	53千円	53千円		H10～H19	53千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	---

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
活動運営費の補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	社会福祉協力員に委嘱している民生児童委員で組織されている当協議会に対し運営費の補助を行い、当協議会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ☒ a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 地域の社会福祉活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 地域福祉活動を推進するため行政の支援が必要
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当協議会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 民生委員は地域に密着した活動をしており町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ ☒ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ ☒ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している	(説明) 平成17年度に10%、平成18年度に15%削減済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) この事業により当協議会の運営が円滑に行われるとともに、民生児童委員の資質向上を図る組織であることから休廃止することは困難である

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 イ 拡 充 ウ 縮 小 エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 C 休 止 D 廃 止 (単年度事業、期間満了による事業の終了) (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
<担当所管評価> 方向性 A — ※A選択の場合のみ ア (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) 雄武町民生児童委員協議会に対し運営費を補助しておりますが、当協議会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 15

事業名 (計画事業名)	雄武町遺族会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	遺族会の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町遺族会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 遺族会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
雄武町遺族会運営費補助	90千円	80千円	40千円	40千円		H10～H19	40千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
活動運営費の補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	戦没者の遺族で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	高齢化が進み会員が年々減少している

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1) 行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	遺族の福祉増進、更正援護活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 援護活動を推進するため行政の支援が必要
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 戦没者追悼式を挙げており町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☒ 該当 ・ ☐ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☒ 有 ・ ☐ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している	(説明) 平成17年度に10%、平成18年度に50%削減済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当会の活動を維持継続するため事業の休廃止は困難である

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
☐ イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
☐ ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
☐ エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
（上記A～Dから選択記入）（上記ア～エから選択記入）

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

（説明）

雄武町遺族会に対し運営費を補助しておりますが、当会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 16

事業名 (計画事業名)	紋別地区保護司会雄武支部運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	☐ 登録事業 ☒ 非登録事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	[根拠法令等]
施策の項目の分類	地域福祉の推進	[事務種類] 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	保護司会の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 紋別地区保護司会雄武支部	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 保護司会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

事業内容	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
保護司会運営費補助	35千円	35千円	30千円	30千円		H10～H19	30千円

[事業計画の達成状況]	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

[本年度の事業実施スケジュール]	[町民への周知方法]
活動運営費の補助	[関係機関・関係部署との役割分担]

IV 事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]	紋別地区保護司会雄武支部に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]	

V 事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1) 行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	保護司の更生活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである ☐ b 一部は民間が独自に行うべきである ☐ c 民間が独自に行うべきである (説明) 更生活動を推進するため行政の支援が必要
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている ☐ b 事業の効果が一定程度現れている ☐ c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える ☐ b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える ☐ c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 社会を明るくする運動(7月1日)で街頭啓発を実施しており町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☐ 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 ☐ 可 ・ ☒ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☐ 該当 ・ ☒ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☐ 有 ・ ☒ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない ☐ b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ☐ c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 平成18年度に15%削減済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である ☐ b 現在の対象・手段に改善余地がある ☐ c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ☐ a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある ☐ c 事業の休止を検討することができる ☐ d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当会の活動を維持継続するため事業の休廃止は困難である

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☒ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）
B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
（上記 A～D から選択記入）（上記 ア～エ から選択記入）

※ A 選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

（説明）

紋別地区保護司会雄武支部に対し運営費を補助しておりますが、当支部の犯罪や飛行の防止、犯罪を犯した人の更生を支えるための活動を支援するため、継続実施が必要と考えます。

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 17

事業名 (計画事業名)	雄武町人権擁護委員協議会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	人権擁護委員活動の推進	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町人権擁護委員協議会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 人権擁護活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
人権擁護委員協議会運営費補助	20千円	20千円	15千円	15千円		H10～H19	15千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
活動運営費の補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町人権擁護委員協議会に対し運営費の補助を行い、当協議会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 人権擁護委員の相談活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 地域住民の基本的な人権を守る活動を推進するため行政の支援が必要
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 心配ごと相談所の開設、産業観光まつり等で街頭啓発を実施しており町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☒ 該当 ・ ☐ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☒ 有 ・ ☐ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 平成18年度に25%削減済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当協議会の活動を維持継続するため事業の休廃止は困難である

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現 状 維 持 イ 拡 充 ウ 縮 小 エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 雄武町人権擁護委員協議会に対し運営費を補助しておりますが、当協議会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 18

事業名 (計画事業名)	法外援助費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	社会保障の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	低所得者福祉の充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 低所得世帯、独居老人、在宅障害者等	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 低所得者等を支援する		
事業の手段	(How) 歳末見舞金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
義援金の扶助	250千円	200千円	200千円	200千円		H10～H19	200千円

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおり達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおり達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

歳末助け合い運動の義援金を扶助する	【町民への周知方法】 社協だよりで周知されている 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	毎年12月に共同募金会雄武分会で実施されている歳末たすけあい運動に対し町として義援金を支出しています
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 全国で展開されている歳末たすけあい運動に対し行政の支援が必要と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、長期継続が必要と考えます
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 低所得者等に見舞金が支給されています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 社協によりて結果が周知されており町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 民協、社協で対象者を検討し支給している
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 低所得者等に対し歳末見舞金を支給するため休廃止が困難な事業である

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
☐ D 廃 止

＜担当所管評価＞

方向性 —
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

＜町長評価＞

方向性 —

(説明)

本事業は、歳末助け合い運動の義援金を扶助しているものですが、低所得世帯等を支援するため継続実施が必要と考えます。また、支出にあたっては、平成19年度より定額制から共同募金会雄武分会との応分負担（1/2）へ改めることとしている。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 19

事業名	生活管理指導短期宿泊事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	生活管理指導短期宿泊事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	[根拠法令等] 雄武町介護予防・生活支援事業条例
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	[事務種類] 自治事務 (例規)
主要施策の分類	サービスを利用しやすい環境づくり	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 社会生活が困難な高齢者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 要介護状態への進行を防止する		
事業の手段	(How) 生活習慣等の指導及び体調調整を行う		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の介護予防が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

事業内容	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
生活管理指導短期宿泊事業	700千円	135千円		0 200千円	710千円	H13～H19	0
〃 (特定高齢者通所型介護予防事業)				101千円			

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

雄武町社会福祉協議会と業務委託契約を締結し事業を実施する	[町民への周知方法]
	[関係機関・関係部署との役割分担]

IV 事業の立案形成

[立案形成に至る背景・ニーズ]	要介護状態への進行を防止するため指定短期入所生活介護事業所雄武町特別養護老人ホーム内の空き部屋において短期間の宿泊を行うことにより生活習慣等の指導及び体調調整を行う事業を雄武町介護予防・生活支援事業条例に基づき実施しております
[立案形成過程における検討課題]	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
[事業化の過程における検討課題]	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策]	平成18年度から介護保険制度の地域支援事業(介護予防特定高齢者施策、通所型介護予防事業)を実施

V 事業の評価

[雄武町が実施することの妥当性]	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護予防を推進するため行政が実施すべき事業と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 要支援、要介護状態への進行防止と高齢者の自立した生活が確保される
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 高齢者の介護予防を図る事業であり町民の理解が得られると考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 雄武町介護予防・生活支援事業の運営に関する業務委託契約
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 利用者手数料を改正しました
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ☒ ア 現状維持 ☐ イ 拡 充 ☐ ウ 縮 小 ☐ エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) — ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) 本事業は、特別養護老人ホームの空きベットを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行っているものですが、高齢者の要介護状態への進行を防ぐためにも事業を継続すべきと考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 20

事業名 (計画事業名)	老人福祉施設措置費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 老人福祉法
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	高齢者保健福祉施設等の整備充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 養護老人ホーム措置者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 要措置者を支援する		
事業の手段	(How) 措置費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 措置が継続される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
養護老人ホーム措置費の支出	20,149千円	18,799千円	20,400千円	19,534千円		H10～H19	20,400千円

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

毎月措置費を支出。本人及び扶養義務者負担分を徴収する。	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	養護老人ホーム措置者に係る費用を支出しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同事業を実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成17年度に国庫、道負担金が一般財源化

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 老人福祉法の規定により行政が行う事業

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 法に基づき実施している事業であり長期継続が必要である
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 措置が継続されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 法に基づく事業であり町民の理解が得られると考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他 (一般財源化)	(説明) 平成17年度に廃止
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 法の規定により削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現 状 維 持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 老人福祉施設（養護老人ホーム）入所者の措置費を支出するものであり、措置を継続するため必要な事業であります。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 21

事業名	雄武町老人クラブ連合会運営補助事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	雄武町老人クラブ連合会運営補助事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務 (その他・補助)
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町老人クラブ連合会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 老人クラブ活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
町老人クラブ連合会運営補助金	1,050千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	H10～H19	1,000千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	--

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
単位老人クラブを含む老人クラブ連合会の活動運営費の補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の生きがい対策として12単位クラブで構成されている老人クラブ連合会に対し活動運営費の補助を行い高齢者の福祉向上と健康増進を図っている
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同事業を実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 高齢者の生きがい対策の推進のため行政が支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) クラブの活性化を図るため行政の支援が支援
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当会の事業運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 全町に老人クラブが組織されており町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☒ 該当 ・ ☐ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☒ 有 ・ ☐ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 平成17年度に5%削減済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 高齢者の生きがい対策を推進するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
☐ D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

雄武町老人クラブ連合会に対し運営費を補助しておりますが、当連合会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。
 連合会から各単位クラブへ交付金が支出されており、地域における交流活動等、高齢者の福祉向上が図られます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 22

事業名 (計画事業名)	高齢者事業団訪問開拓員設置費補助金 高齢者事業団訪問開拓員設置費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	保健福祉関係の人材の育成・確保	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 高齢者事業団	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 訪問開拓員を設置する		
事業の手段	(How) 設置費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
高齢者事業団訪問開拓員設置補助	1,000千円	1,000千円	900千円	600千円	900千円	H10～H19	900千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	---

【本年度の事業実施スケジュール】	高齢者事業団の訪問開拓員1名分の人件費を補助	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------	-------------------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町高齢者事業団の育成発展を図るため訪問開拓員の人件費相当分を補助しているものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	平成20年度で道補助金が終了となることから段階的に補助金の削減を行います

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の生きがい対策の推進のため行政が支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 高齢者の雇用を確保するため行政の支援が支援
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 事業団の運営が円滑に行われています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 公共事業のほか一般家庭においても就労しており町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純削減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) 平成18年度より補助基準額が減額
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 総合計画に基づき削減予定(平成19年度 △300千円)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 高齢者の生きがい対策を推進するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ウ (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 雄武町高齢者事業団の育成発展を図るため、訪問開拓員の人件費相当分を補助しているものですが、高齢者の就労機会の創出に必要な事業と考えます。平成20年度で道補助金が終了となることから段階的に補助金の削減を行います (説明)	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 23

事業名 (計画事業名)	除雪サービス事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	道路・交通網の整備	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	冬期間の交通及び安全性の確保	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 除雪労力が困難な世帯	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 緊急避難路を確保する		
事業の手段	(How) 除雪サービスを行う		
事業の結果	(Outcome) 冬期間の安全性が確保される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
除雪サービス	482千円	373千円	234千円	500千円		H10～H19	234千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
雄武町社会福祉協議会と委託契約を締結し事業を実施	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	除雪労力が困難な世帯に対し、冬期間の緊急避難路を確保するため除雪サービスを実施しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 冬期間における町民の安全な生活を確保するため行政の支援が必要であると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、継続が必要な事業と考えます
(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切な除雪により町民の安全な生活が確保されています
(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 除雪は重労働であり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 委託金額に上限額(50万円)を設定しております
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
(事業の休廃止の影響) (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 町民の安全な生活を確保するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
☐ イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
☐ ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
☐ エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

☐ B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
☐ C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
☐ D 廃 止

＜担当所管評価＞

方向性 —
（上記A～Dから選択記入） （上記ア～エから選択記入）

※A選択の場合のみ

＜町長評価＞

方向性 —

（説明）

雄武町社会福祉協議会と委託契約を締結し、除雪労力が困難な世帯に対し除雪サービスを行っておりますが、冬期間の緊急避難路を確保するため事業の継続実施が必要と考えます。

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 24

事業名 (計画事業名)	老人医療費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 雄武町老人医療費の助成に関する条例
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務 (例規)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 道老対象者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 医療費の負担を軽減する		
事業の手段	(How) 医療費を扶助する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の生活が安定する		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
医療費の扶助	1,104千円	1,187千円	682千円	760千円		H10～H19	682千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
町条例に基づき医療費を扶助	広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	老人医療給付特別対策事業により老人の医療費を町条例に基づき給付しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	道老人医療給付特別対策事業が平成19年度で廃止されることに合わせて本町においても廃止する

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	【説明】
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	道老対象者の医療負担を軽減するため行政の支援が必要と考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、継続が必要と考えます
(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 対象者の医療費負担が軽減されています
(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 高齢者の生活の安定が図られるものであり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 平成19年度で廃止するため
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 平成19年度で廃止することとして、平成16年8月より対象となる 生年月日を特定している。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☒ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）
B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
（上記 A～D から選択記入）（上記 ア～エ から選択記入）

※ A 選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

（説明）

老人医療給付特別対策事業（道老）により老人の医療費を町条例に基づき給
付しているものでありますが、平成 19 年度で道の制度廃止に合わせて本町に
おいても廃止することとしています。（平成 20 年 4 月以降の医療費分より）

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 25

事業名 (計画事業名)	在宅福祉推進事業補助金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 70歳以上の独居老人、65歳以上の高齢者	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 地域及び自治会における福祉活動の推進を図る		
事業の手段	(How) 補助金を交付する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者福祉の向上、ボランティアの育成、活性化が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
独居老人交流事業	400千円	350千円	350千円	250千円		H10～H19	350千円
ふれあい昼食会							

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

社会福祉協議会が行う在宅福祉推進事業に対し補助金を交付する	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	地域における福祉活動の推進とボランティア団体の育成を図るため社協が行っている在宅福祉推進事業に対し補助金を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 独居老人等の交流の機会を確保するため行政の支援が必要と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 地域における福祉活動を推進するため行政が支援すべきと考えます
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 独居老人等に対する地域での見守り体制の強化、交流の場等社会参加(生きがい活動)の促進につながっている。
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 福祉活動の推進とボランティア団体の育成が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 平成19年度 100,000円削減
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 70歳以上の独居老人、65歳以上の高齢者のふれあい交流の機会を確保するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <u>ウ</u> 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
〈担当所管評価〉 方向性 A — ウ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	〈町長評価〉 方向性 —
(説明) 雄武町社会福祉協議会が行っている独居老人交流事業、ふれあい昼食会に対する補助金ですが、地域及び自治会における福祉活動の推進とボランティア団体の育成、活性化を図るため継続実施が必要と考えますが、平成19年度より受益者負担の検討を促し補助金額を削減することとしました。	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 26

事業名	高齢者等入浴優待事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	高齢者等入浴優待券交付事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【根拠法令等】 雄武町高齢者等入浴優待事業実施要綱
主要施策の分類	高齢者の健康づくりの推進	【事務種類】 自治事務 (例規)

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 70歳以上の高齢者等	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 高齢者等の健康増進と生きがいの充実を図る		
事業の手段	(How) 入浴優待券を交付する		
事業の結果	(Outcome) 精神のリフレッシュ・健康維持が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
入浴優待券交付	2,132千円	1,985千円	2,072千円	2,100千円	2,000千円	H10～H19	2,072千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
高齢者・障害者等にホテル日の出岬の入浴優待券を交付	広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者等の健康の維持とホテル日の出岬の入浴優待券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の健康維持を図るため行政が行うべきであると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 温泉入浴により心身のリフレッシュが図られています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 多くの高齢者等が利用しており町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 入浴料金を平成17年度より450円に改定
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 高齢者等の健康増進が図られるのみならず、老人クラブや自治会等の地 域福祉活動の活性化にもつながっている事業であることから休廃止するこ とが困難な事業と考えます。

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
＜担当所管評価＞ 方向性 A — ア (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	＜町長評価＞ 方向性 —
(説明) 本町特有の資源を活用して、高齢者等の健康増進、生きがいの充実を図ることを目的としておりますが、本事業の実施により老人クラブや自治会などにおける地域福祉活動の活性化や高齢者等の仲間づくりなど相乗的な効果がある事業であることから現状を維持した継続した実施が必要と考えます。	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 27

事業名	居宅老人交通費助成事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	居宅老人交通費助成事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 居宅老人交通費助成要綱
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務 (例規)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 75歳以上の高齢者(車輛所有者は除外)	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 病院通院等の経費を助成する		
事業の手段	(How) ハイヤー料金の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 病院通院等の交通手段が確保される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
交通費の一部助成	6,872千円	4,873千円	4,657千円	5,600千円	5,700千円	H10～H19	4,657千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
75歳以上の高齢者等に交通費助成券を交付	広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	居宅老人交通費助成要綱により自動車を持っていない高齢者等に対し交通費助成券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	事業の継続実施を図るため対象年齢の引き上げ、交付枚数の見直しを実施

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1) 行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	高齢者の通院等に係る負担を軽減するため行政の支援が必要と考えます
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、継続が必要と考えます
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 通院に係る交通経費が軽減されています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 自動車を有しない多くの高齢者等が利用しており町民の理解が得られる 事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 既に、対象年齢の引き上げ、交付枚数の見直しを実施している
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 高齢者等の通院に要する負担軽減と健康維持を図るため休廃止すること が困難な事業

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
☒ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
 イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

 B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
 C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
 D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

本町の地理的特色や公共交通機関の現状からも、自己所有車を有していない高齢者等に対する通院等に係る交通手段への支援は必要と考えています。助成内容についても適時精査・見直しを行ってきており、現時点では現状の維持継続が妥当と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 28

事業名	敬老祝金支給事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	敬老祝金支給事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【根拠法令等】 雄武町敬老祝金支給条例
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進	【事務種類】 自治事務 (例規)

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 喜寿、米寿、白寿、上寿対象者	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 長寿を祝い敬老する		
事業の手段	(How) 祝金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の生きがい図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
敬老祝金支給	1,900千円	1,580千円	1,790千円	1,890千円	1,800千円	H13～H19	1,790千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
雄武町敬老祝金支給条例に基づき敬老祝金を支給	対象者に通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の生きがい対策を推進するため雄武町敬老祝金支給条例に基づき敬老祝金を支給しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 雄武町の貢献者である高齢者をねぎらい長寿を祝うものであり行政が行うべきであると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 長寿は誰もが望むことであり町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 喜寿、米寿、白寿、上寿の該当者分を予算計上
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 各地区の敬老会で支給
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 町民の敬老意識の高揚を図るため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) — ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) この事業は、高齢者（喜寿、米寿、白寿、上寿）に対し敬老祝金を支給し、長寿を祝福しているものですが、町民の敬老意識の高揚を図るためにも当分の間、現状を維持することとしたい。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 29

事業名 (計画事業名)	敬老会賄費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	敬老会賄費助成事業	調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務 (その他・単独)
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 75歳以上の高齢者	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 長年の功労を祝う		
事業の手段	(How) 敬老会の経費の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の喜びが得られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
敬老会賄費助成	1,508千円	1,358千円	1,374千円	1,500千円	1,420千円	H10～H19	1,374千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
各地区で開催される敬老会の経費の一部を助成	自治会に対し周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の長年の功労をねぎらうため各地区で開催される敬老会の経費の一部を助成しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村においても敬老会が開催されています
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	【説明】
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	町の功労者である高齢者をねぎらうため行政の支援が必要と考えます
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 自治会が主体的に実施している事業であり行政が支援するべきと考えています。
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 各地域で敬老会の開催を継続するために、支援の継続が必要と考えます
(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 敬老会が円滑に実施されています
(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 敬老意識の高揚が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 敬老会出席者に一人2,000円を助成
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 75歳以上が対象
(事業の休廃止の影響) (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 各地域で敬老会の開催を継続するために、支援の継続が必要と考えます

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
☐ D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

各地域で開催される敬老会の経費の一部を助成し長年の功労を祝っておりますが、高齢者のいきがい対策や地域福祉活動の推進を図るため、継続実施が必要な事業であると考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 30

事業名 (計画事業名)	自立支援医療給付事業(旧 更生医療給付事業)	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 重度心身障がい者	受益者負担	有 ☒ 無
事業の意図	(What) 重度心身障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 医療費を給付する		
事業の結果	(Outcome) 医療費が軽減される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
医療費を給付	628千円	2,989千円	1,043千円	13,892千円		H10～H19	1,043千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
医療費自己負担を更生医療として給付	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	公費負担医療制度である更生医療費自己負担を給付するものです。(人工透析で通院している方などの医療費)
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	障害者自立支援法の制定に伴い公費負担医療制度であった育成医療、精神通院公費、更生医療が「自立支援医療」に再編されました。

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 法律等に基づき実施するものであり削減は困難です
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☒ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
〈担当所管評価〉 方向性 A — イ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	〈町長評価〉 方向性 —
(説明) 障害者自立支援法に基づき、人工透析で通院している患者等の身体障がい者に対し行われる更生のために必要な医療費の自己負担を給付するものですが、平成19年度より医療保険制度の加入対象外である医療扶助者に対する更生医療費についても本制度を優先することとなったため、事業費が大幅に増加することとなりました。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 31

事業名 (計画事業名)	雄武町障害者計画、障害福祉計画策定事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☐ 登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者基本法、障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい者、一般町民	受益者負担	有 ☒ 無 ☐
事業の意図	(What) 障がい福祉施策の計画的推進		
事業の手段	(How) 障がい福祉施策の指針作成及び障がい福祉サービスの提供に係る計画作成		
事業の結果	(Outcome) 障がい福祉施策の充実に向けた具体的指標及び計画が明確化された		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
障がい者計画等策定			2,734千円			H10～H19	2,734千円

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

計画の概要版を作成し全戸配布した

【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者自立支援法により各市町村において障害福祉計画の策定が義務づけられたことに伴い当該計画の策定し、合わせて障害者基本法に基づき策定した障害者計画の見直しを行うこととしました。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づき町の指針を作成するのであるため、行政が実施すべき事業と考えます
--	---

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事业	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 障がい者施策の具体的指針を定めた計画を策定した
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実を図るための計画であり、町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 必要最小限の予算計上(執行)に努めた
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 B — ※A選択の場合のみ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) ①計画期間 障がい者基本計画 6年間(平成18年度から平成23年度) 障がい福祉計画 3年間(平成18年度から平成20年度) ②次期策定時期 平成20年度予定	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 32-1

事業名	身体障害者医療費・補装具支援事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	重度心身障害者医療費助成事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

Ⅰ事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実
【根拠法令等】		雄武町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
【事務種類】		自治事務(例規)

Ⅱ事業の説明等			
事業の対象	(Who)	重度心身障がい者	受益者負担
事業の意図	(What)	重度心身障がい者を支援する	☒ 有 ☐ 無
事業の手段	(How)	医療費を助成する	
事業の結果	(Outcome)	医療費の負担軽減が図られる	

Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
重度心身障害者の医療費助成	19,032千円	12,064千円	15,704千円	16,740千円	18,940千円	H10～H19	15,704千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
町条例に基づき医療費を助成	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	重度心身障がい者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

Ⅴ事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	重度心身障がい者の安定した生活を確保するため行政の支援が必要であると考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、継続が必要と考えます
(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 重度心身障がい者の医療費負担が軽減されている
(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 重度心身障がい者を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 西紋4町村で検討中
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) 重度心身障害者医療給付事業補助金(北海道医療給付事業)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上しております
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
(事業の休廃止の影響) (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) ☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) ☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) ☐ D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 重度心身障がい者に対し、その医療費を町条例に基づき助成しているもので、医療費の負担軽減を図るため継続実施が必要な事業と考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 32-2

事業名	身体障害者医療費・補装具支援事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	身体障害者補装具交付事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【根拠法令等】 障害者自立支援法
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	【事務種類】 法定受託事務

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障がい者(児)	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 日常生活上必要とされる補装具の製作・修理を支援する		
事業の手段	(How) 補装具費を給付する		
事業の結果	(Outcome) 負担が軽減される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
補装具費の給付	3,846千円	2,744千円	1,813千円	1,500千円	1,500千円	H10～H19	1,813千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障がい者(児)に対し、補装具の製作・修理に係る費用の一部を給付	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	身体障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため補装具の製作・修理に係る費用の一部を給付しています。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行に伴い補装具の支給から補装具費の給付に変更となりました。また、ストマ用装具については、日常生活用具給付事業へ移行されることとなりました。

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	法律に基づき市町村が給付を行うものであります
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者(児)福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上、障害者自立支援法の施行により利用者負担額が1割となった(負担上限額有)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現 状 維 持 イ 拡 充 ウ 縮 小 エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 身体障害者に対し、補装具の製作・修理費用の給付を行っておりますが、経費の負担軽減を図るため必要な事業と考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 32-3

事業名	身体障害者医療費・補装具支援事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	重度身体障害者日常生活用具給付事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法・雄武町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい者等	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 日常生活上必要となる生活用具等の購入を支援する		
事業の手段	(How) 日常生活用具を支給する		
事業の結果	(Outcome) 負担が軽減される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
日常生活用具の給付・貸与	371千円	339千円	507千円		600千円	H10～H19	507千円

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

障がい者等に対し日常生活用具を支給する	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
---------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	在宅の障がい者等の日常生活の便宜を図るため要綱に基づきの日常生活用具の支給を実施しています。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合され市町村事業となり、給付内容についても一部改正しました。(ストマ用装具の追加)

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく市町村の必須事業であり行政が実施すべき事業と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事业	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ エ (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者地域生活支援事業に統合することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 32-4

事業名 (計画事業名)	身体障害者医療費・補装具支援事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	身体障害者デイサービス事業	調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

[第4期雄武町総合計画]	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	[根拠法令等] 身体障害者福祉法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	[事務種類] 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 通所型居宅サービスを提供する		
事業の手段	(How) デイサービスセンターに実施を委託		
事業の結果	(Outcome) 在宅生活を支援した		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
身体障害者デイサービス事業	千円	千円	25千円		1,140千円	H10～H19	25千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

身体障がい者に対するデイサービス事業の実施 (デイサービスセンターに実施委託)	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
--	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	老人デイサービスセンターにおいて、身体障がい者に対するデイサービス事業を実施する (介護保険施設との相互利用による)
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年3月で介護保険との相互利用制度が廃止されたことにより本事業は終了しています。また、同年4月から9月までは、支援費制度による給付へ移行していますが、同年10月から障害者自立支援法の本格施行によりデイサービス事業がなくなり後継事業として障害者地域生活支援事業による日中一時支援事業を実施することとしました。

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 社会福祉協議会に実施委託
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) 平成18年3月で相互利用制度が廃止され、同年4月から9月までは支援費制度による給付へ移行しています。
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 平成18年9月で身体障がい者デイサービス事業はなくなりましたが、引き続き障がい者に対する在宅生活を支援するため、代替え事業として新たに障害者地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援事業を実施することとしました

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) ☒ D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 D — ※A選択の場合のみ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) 平成18年9月で身体障がい者デイサービス事業はなくなりましたが、引き続き障がい者に対する在宅生活を支援するため、代替え事業として新たに障害者地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援事業を実施することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 33

事業名 (計画事業名)	心身障害者年金支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【根拠法令等】 雄武町心身障害者年金条例
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	【事務種類】 自治事務(例規)

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 心身障がい者	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 心身障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 年金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 心身障がい者世帯の生計を支援した		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
心身障害者年金支給	3,109千円	2,470千円	1,951千円	2,160千円	2,000千円	H10～H19	1,951千円

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

雄武町心身障害者年金条例に基づき年金を支給	【町民への周知方法】 対象者に通知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-----------------------	---

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	心身障がい者の生活を支援するため雄武町心身障害者年金条例に基づき年金を支給しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	支給対象者を見直し平成17年度に条例を改正

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 心身障がい者の生活に希望を与えるものであり行政の支援が必要と考えます
---	--

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 心身障がい者を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 対象者の見直しを実施済
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 条例に基づき10月11日に支給
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 心身障がい者を精神的に支えるものであり休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) ☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) ☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) ☐ D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 本事業は、雄武町内に住所を有する心身障がい者に年金を支給し、精神的な うらおいと希望を与えることを目的としており、継続実施が必要と考えます。 (平成17年3月雄武町心身障害者年金条例の一部改正済) (説明)	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 34

事業名	重度身体障害者タクシー料金助成事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	重度身体障害者ハイヤー料金助成事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 雄武町重度身体障害者はイヤー料金助成要綱
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務 (例規)
主要施策の分類	障害者に配慮したまちづくりの推進	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 重度身体障がい者及び知的障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 移動手段を支援する		
事業の手段	(How) ハイヤー料金の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 交通費の負担軽減が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
ハイヤー料金助成券の交付	540千円	512千円	419千円	600千円	600千円	H10～H19	419千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	---

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
町要綱に基づきハイヤーの助成券を交付	広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町重度身体障害者ハイヤー料金助成要綱により身体障がい者又は知的障がい者に対し交通費助成券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 重度身体障がい者等の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的としており行政の支援が必要と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当・非該当 事業の性格上、継続が必要と考えます
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 通院等に係る交通経費が軽減されています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 重度身体障がい者等の交通経費を助成するものであり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 平成15年度より交付枚数を43枚としております
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 重度身体障がい者等の移動経費を支援するものであり休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 ☐ イ 拡 充 ☐ ウ 縮 小 ☐ エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A — ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性 —
(説明) 重度身体障がい者等の通院等のハイヤー利用に対し、町要綱に基づき助成券を交付しておりますが、移動手段の支援、交通費の負担軽減を図るため必要な事業と考えます。	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 35

事業名 (計画事業名)	雄武町身体障害者福祉協会運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	身体障害者福祉協会の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障害者福祉協会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 身体障害者福祉協会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
身体障害者福祉協会運営費補助	30千円	30千円	30千円	30千円		H10～H19	30千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障害者福祉協会の活動運営費を補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	身体障がい者で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 身体障がい者の自立助長と更生支援活動を推進するため、行政として支援が必要であると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 組織の充実強化と円滑な事業運営を図るため行政の支援が必要と考えます
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) ☒ 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 円滑な事業運営がなされています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 身体障害者の自主的な活動組織を支援するものであり町民の理解が得られると考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 ☒ 可 ・ ☐ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 ☒ 該当 ・ ☐ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ☒ 有 ・ ☐ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 補助額30千円であり削減は困難
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当会の活動を円滑に行うため支援が必要であり休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

A 継 続

ア 現状維持

イ 拡 充

ウ 縮 小

エ 統 合

(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

(事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性

A

—

※A選択の場合のみ

ア

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

—

(説明)

雄武町身体障害者福祉協会に対し運営費を補助しておりますが、当協会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 36

事業名 (計画事業名)	身体障害者施設訓練等支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 身体障害者福祉法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 身体障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 身体障がい者の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設訓練等支援費	2,553千円	2,514千円	1,337千円			H10～H19	1,337千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障害者福祉法による身体障がい者の施設入所に係る支援費を支出	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合することとしました

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	【説明】
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
 イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
 B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
 C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
 D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者自立支援
給付事業に統合することとしました

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 37

事業名 (計画事業名)	身体障害者居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 身体障害者福祉法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 身体障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 身体障がい者の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
居宅生活支援費	443千円	1,219千円	283千円			H10～H19	283千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

身体障害者福祉法による身体障がい者の居宅サービス利用に係る支援費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合することとしました

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ☒ a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます
---	---

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ ア (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者自立支援給付事業に統合することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 38

事業名 (計画事業名)	身体障害者更生訓練費支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
事業名 (細事業名)		調査作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 身体障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 更生訓練費の支給		
事業の結果	(Outcome) 身体障がい者の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
更生訓練費	24千円	22千円	26千円	26千円		H10～H19	26千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障害者更生援護施設等入所者の更生訓練に係る費用を支出	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者を支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	障害者自立支援法が施行され、平成18年10月から市町村地域生活支援事業に統合されることとなった

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	【説明】
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	身体障害者更生援護施設に入所しているものに対し、更生訓練費を市町村が給付するもので、行政が行うものであります
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
 - ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
 - イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
 - ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
 - ☒ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —

 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

身体障がい者の社会復帰の促進を図るための事業として、継続して実施することとしますが、障害者自立支援法施行に伴い障害者等地域生活支援事業に統合することとします

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 39

事業名 (計画事業名)	知的障害者施設訓練等支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 知的障害者福祉法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 知的障がい者	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 知的障がい者を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 知的障がい者の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設訓練等支援費	53,215千円	55,037千円	28,797千円			H10～H19	28,797千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

知的障害者福祉法による知的障がい者の施設入所に係る支援費、医療費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者を支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合することとしました

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
〈担当所管評価〉 方向性 A — エ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	〈町長評価〉 方向性 —
(説明) 平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者自立支援給付事業に統合することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 40

事業名 (計画事業名)	知的障害者居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
事業名 (細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

Ⅰ 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 知的障害者福祉法 【事務種類】 法定受託事務
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実

Ⅱ 事業の説明等			
事業の対象	(Who)	知的障がい者	受益者負担 ☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What)	知的障がい者を支援する	
事業の手段	(How)	支援費を支出する	
事業の結果	(Outcome)	知的障がい者の支援が図られる	

Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
居宅生活支援費	7,209千円	7,669千円	4,240千円			H10～H19	4,240千円

事業計画の達成状況	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
知的障害者福祉法による知的障がい者の居宅サービス利用に係る支援費を支出	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者を支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合することとしました

Ⅴ 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☒ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) ☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) ☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) ☐ D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) エ (上記ア～エから選択記入) ※A選択の場合のみ	<町長評価> 方向性
(説明) 平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者自立支援給付事業に統合することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 41

事業名 (計画事業名)	児童居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 児童福祉法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい児	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 障がい児を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 障がい児の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
児童居宅生活支援費	952千円	1,276千円	918千円			H15～H19	918千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

児童福祉法による児童の居宅サービス利用に係る支援費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障がい者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者を支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、障害者自立支援給付事業に統合することとしました

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 適切にサービスが提供されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
<担当所管評価> 方向性 A (上記A～Dから選択記入) ※A選択の場合のみ エ (上記ア～エから選択記入)	<町長評価> 方向性
(説明) 平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行により、障害者自立支援給付事業に統合することとしました	(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 42

事業名 (計画事業名)	西紋地区療育センター運営負担金及び西紋地域発達支援センター運営負担金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 自治事務(その他・単独)
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実

II 事業の説明等				
事業の対象	(Who)	西紋地区療育センター及び西紋地域発達支援センター	受益者負担	(有)・無
事業の意図	(What)	療育センター及び発達支援センター運営費を負担する		
事業の手段	(How)	収入不足額を負担する		
事業の結果	(Outcome)	センター運営の安定		

III 事業の執行状況		※事業量の推移について記入						※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】		
運営負担金	716千円	897千円	795千円	298円		H10～H19	795千円		

【事業計画の達成状況】		【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
a	事業計画を予定どおりに達成している	
b	事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c	事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
西紋地区療育センター及び西紋地域発達支援センターの運営負担金を支出	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	紋別市幼児療育センターの運営費の収入不足額及び西紋5市町村共同設置の発達支援センター運営費を負担しているもので
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 西紋5市町村で実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	西紋地域療育センターについては、平成18年4月より障害者自立支援法に基づく児童デイサービスに移行、また、西紋地域発達支援センターについては、平成18年度より発達障害者支援法に基づき西紋5市町村で共同設置し機能強化を図ることとなりました

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 障がい児福祉の充実を図るため西紋5市町村で実施している事業であり行政の支援が必要と考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 療育センター及び発達支援センターの運営が円滑に行われている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 西紋5市町村で実施しており町民の理解が得られる事業と考える
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を 検討している	(説明) 通園人数、人口等により各市町村の負担額が算出されている
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 西紋地区で実施しているため休廃止することが出来ない

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
＜担当所管評価＞ 方向性 A — ウ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	＜町長評価＞ 方向性 —
(説明) 運営費の不足額を西紋5市町村で負担しているものであり継続実施が必要ですが、療育センター運営負担金については、児童デイサービスの報酬改定などの影響により負担金額が減少となる見込みです。また、発達支援センター運営負担金については、平成18年度から新たに負担増となっています。	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 43

事業名 (計画事業名)	障害程度区分認定事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい福祉サービス(介護給付)支給申請者	受益者負担	有 ☒ 無
事業の意図	(What) 障がい福祉サービス(介護給付)の支給量及び支給決定		
事業の手段	(How) 障害程度区分の認定調査・判定		
事業の結果	(Outcome) 障がい福祉サービス(介護給付)を利用することができる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
運営負担金			140千円	160千円		H18～H19	140千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
障がい福祉サービス(介護給付)の支給申請に基づき、障害程度区分に認定を行う	町広報、対象者に個別通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス(介護給付)の支給決定を行うため、障害程度区分の認定を行う
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村でも同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	町が障がい者福祉サービス(介護給付)の支給決定を行うための事業であり、行政が行うべきものと考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 障害程度区分判定が適切に実施されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい福祉サービスを利用する上で、必要な事業であることから、町民の理解が得られると考えています
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 2次判定(障害程度区分認定審査会)については、広域設置が可能であると判断するが、西紋5市町村で検討の結果、各市町村の単独設置となった
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
☐ イ 拡 充（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
☐ ウ 縮 小（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
☐ エ 統 合（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了（単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止（隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
（上記 A～D から選択記入） （上記 ア～エ から選択記入）

※ A 選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

（説明）

障害者自立支援法に基づき、平成 18 年度から実施することになりました
が、障がい福祉サービス（介護給付）の支給決定のため必要な事業であり、現
状継続が必要と考えます

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 44

事業名 (計画事業名)	障害者自立支援給付事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい者(児)	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 障がい者(児)を支援する		
事業の手段	(How) 障害福祉サービス費を給付する		
事業の結果	(Outcome) 障がい者(児)の支援が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
運営負担金			25,375千円	73,730千円		H18～H19	25,375千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	---

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】 町広報 【関係機関・関係部署との役割分担】
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費の給付を行う	

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行され、従来からの支援費制度による給付事業に統合することとしました
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村でも同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ☒ ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ☒ a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づき行政が行うべきものである

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 障がい福祉サービスの給付が適切に行われている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 事務の効率化が図られる
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 報酬基準単価に基づき給付を行うものであり削減の余地はない
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☒ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
＜担当所管評価＞ 方向性 A — イ (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	＜町長評価＞ 方向性 —
(説明) 平成18年10月から従来の支援費制度による給付を統合したものであり、次年度以降においては1年分の給付となることから予算増となります	(説明)

事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 5 - 45

事業名	障害者等地域生活支援事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)		(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☐ 登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 障害者自立支援法
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 障がい者等	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 自立した日常生活または社会生活のための支援		
事業の手段	(How) 障害福祉サービスの提供		
事業の結果	(Outcome) 障がい者等が地域で安心して暮らすことができる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
移動支援事業			585千円	3,210千円		H18～H19	585千円
日常生活用具給付事業							
コミュニケーション支援事業							
地域活動支援センター事業							
更生訓練費給付事業							
日中一時支援事業							
生活サポート事業							
自動車運転免許取得・改造助成事業							

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	市町村必須事業のうち未実施の事業があるが、今後実施に向けて検討を進めている
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
実施を委託している事業については、実績に基づき委託料を支出 助成事業については、申請に基づき助成を行う	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者自立支援法に基づき、平成18年10月より実施(従来からの障がい者等への補助事業を統合再編されたもので、市町村の必須事業と任意事業に分けられる)
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

IV 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	法律に基づき実施するもので行政が行うべきである。
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 市町村の必須事業の一部が未実施となっており、今後検討が必要です
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 障がい者が地域において生活するための必要な支援であり町民の理解が得られる事業と考えます。
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 委託実施可能な事業については、外部委託実施をしている
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 一部事業(地域活動支援センター)について、西紋5市町村の共同設置事業として実施することとした
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める 町内設置についての要望があり検討が必要
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 法律に基づき市町村の必須事業については、休廃止は困難。また、任意 事業についても、障がい者等の福祉向上に係るものであり、休廃止は困 難であると考えます

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
☒ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

障害者自立支援法に基づき、平成18年10月より実施されたもので、平成19年度からは1年分の事業費となること、また、市町村必須事業のうち未実施の事業があることから、今後事業の拡充が必要となります

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 46

事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業(母子家庭等医療給付事業)	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	母子家庭等医療費助成事業	(上段:課名・下段:係名)	社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	
主要施策の分類		ひとり親家庭援護の充実
【根拠法令等】		雄武町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
【事務種類】		自治事務(例規)

II 事業の説明等			
事業の対象	(Who)	ひとり親家庭	受益者負担
事業の意図	(What)	ひとり親家庭を支援する	☒ 有 ☐ 無
事業の手段	(How)	医療費を助成する	
事業の結果	(Outcome)	医療費の負担軽減が図られる	

III事業の執行状況		※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
ひとり親家庭の医療費助成	3,870千円	2,967千円	3,201千円	3,160千円	2,700千円	H10～H19	3,201千円

【事業計画の達成状況】		【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
a	事業計画を予定どおりに達成している	
b	事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c	事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
ひとり親家庭の医療費を町条例に基づき助成	広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	ひとり親家庭の安定した生活を確保するため行政の支援が必要であると 考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当・非該当 事業の性格上、継続が必要と考えます
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) ひとり親家庭の医療費負担が軽減されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) ひとり親家庭を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 西紋4町村で検討中
②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()	(説明) ひとり親家庭等医療給付事業補助金(北海道医療給付事業)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上しております
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) ひとり親家庭の自立と安定した生活を確保するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性] ○方向性の区分(選択例) A 継続 ア 現状維持 イ 拡充 ウ 縮小 エ 統合 B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止 <担当所管評価> 方向性 A — ア (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入) <町長評価> 方向性 — 	
(説明) ひとり親家庭の医療費の負担軽減を図るため、町条例に基づき助成しております。 (説明)	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 47

事業名 (計画事業名)	乳幼児医療扶助	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	乳幼児等医療費助成事業	調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☒ 登録事業 ☐ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 雄武町乳幼児医療費助成に関する条例
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	【事務種類】 自治事務 (例規)
主要施策の分類	子育て支援機能の強化	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 乳幼児	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 少子化対策を図る		
事業の手段	(How) 医療費を助成する		
事業の結果	(Outcome) 親の負担軽減が図られる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
乳幼児医療費の助成	6,053千円	6,682千円	6,275千円	6,230千円	6,000千円	H10～H19	6,275千円

【事業計画の達成状況】	a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
-------------	--	---

【本年度の事業実施スケジュール】	乳幼児の医療費を町条例に基づき助成	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------	--------------------------	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	乳幼児医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 疾病の早期診断と早期治療を促進するため行政の支援が必要であると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 事業の性格上、継続が必要と考えます
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 乳幼児を持つ保護者の医療費負担が軽減されている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 次代を担う乳幼児の健康を確保するものであり町民の理解が得られる事業と考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 西枝4町村で検討中
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) 乳幼児医療費補助金(北海道医療給付事業)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 前年の実績に基づき予算を計上しております
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 乳幼児の健康維持と子育て家庭の安定した生活を確保するため休廃止 することが困難な事業

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分 (選択例)

A 繼續

ア 現状維持

イ 拡 充

ウ 縮小

工 統 合

(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

(事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 癸 止

〈担当所管評価〉

方向性

A

※A選択の場合のみ

ア

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

(説明)

(説明)

少子化対策として乳幼児の医療費を町条例に基づき助成しております。

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 48

事業名 (計画事業名)	雄武町母子会運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	ひとり親家庭の組織活動への支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 母子会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 母子会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
雄武町母子会運営費補助	20千円	20千円	20千円	20千円		H10～H19	20千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
母子会の活動運営費の補助	広報誌で会員を募集
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	母子世帯で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	会員の減少、高齢化が進んでおり広報誌で会員の募集を行った

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 母子家庭の自立援助と経済的・精神的な不安を解消するため行政として支援する必要があると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) 該当・非該当 団体の活動、運営上必要と考える。
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 当会の事業が円滑に行われている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 母子家庭の自主的な活動組織を支援するものであり町民の理解が得られると考えます
VI事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 補助額20千円であり削減は困難
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 当会の活動を円滑に行うため支援が必要であり休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分(選択例)

- ☒ A 継 続
 - ☒ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
 - ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
 - ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
 - ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- ☐ B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- ☐ C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- ☐ D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 —

 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性 —

(説明)

雄武町母子会に対し運営費を補助しておりますが、当会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 49

事業名 (計画事業名)	特別養護老人ホーム等施設運営支援事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☐ 登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会福祉協議会の活動支援	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町社会福祉協議会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 施設運営を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設運営費補助		10,000千円	5,000千円	10,000千円		H17～H19	5,000千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

特別養護老人ホーム等施設運営補助金を支出	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	特別養護老人ホーム等の管理・運営の移行先である雄武町社会福祉協議会に対し平成17年度から19年度までの3カ年間施設運営費の財政支援を行うものである
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 平成16年12月24日に締結した確認書によるもの

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 ☒ イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) ☒ a 行政が支援すべきである ☐ b 一部は民間が独自に行うべきである ☐ c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ ☒ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) ☒ a 事業の効果が顕著に現れている ☐ b 事業の効果が一定程度現れている ☐ c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 施設の運営が円滑に行われた
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) ☒ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える ☐ b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える ☐ c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・ ☒ 不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・ ☒ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可・ ☒ 不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・ ☒ 非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ ☒ 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ☒ a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない ☐ b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ☐ c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明) 平成19年度終了
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ☒ a 適切である ☐ b 現在の対象・手段に改善余地がある ☐ c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
☐ a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ☒ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある ☐ c 事業の休止を検討することができる ☐ d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持

イ 拡 充

ウ 縮 小

エ 統 合

（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了 （単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止 （隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性

A

—

※A選択の場合のみ

ア

（上記A～Dから選択記入）

（上記ア～エから選択記入）

〈町長評価〉

方向性

—

（説明）

安定的な運営が確保されるまでの一定期間、福祉ニーズの適正な対応に資するため、施設運営費の財政支援を行っているものであり円滑な施設運営を図るため事業の継続実施が必要と考えます。（平成19年度終了）

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 50

事業名 (計画事業名)	児童手当支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 児童手当法
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	子育て支援機能の強化	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 小学校修了前児童	受益者負担	有・ ☒ 無
事業の意図	(What) 子育て家庭を支援する		
事業の手段	(How) 児童手当を支給する		
事業の結果	(Outcome) 児童手当の養育費となる		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
児童手当を支給	19,200千円	20,095千円	25,335千円	29,940千円		H10～H19	25,335千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
小学校修了前の児童を養育する保護者に児童手当を支給	対象者に通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として法律に基づき児童を養育している者に児童手当を支給しています
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	②代替案
	③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取
	②関係部署等との調整
	③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	児童手当法の改正により平成18年4月1日から支給対象年齢が小学校6年生まで拡大されました

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1) 行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	【説明】
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	法律に基づくものであり行政が実施すべき事業
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当 ・ 非該当	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 養育家庭における生活の安定が図られている
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 広く知られている制度であり町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
[民間能力の活用]	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の活用]	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
[特定財源の変動]	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
[事業の対象・手段]	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 児童手当法に基づき支給
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

VII事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

- ☒ A 継 続
☐ ア 現状維持 （事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）
☒ イ 拡 充 （事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）
☐ エ 縮 小 （事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）
☐ エ 統 合 （事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了 （単年度事業、期間満了による事業の終了）
C 休 止 （隔年度での事業実施などによる事業の休止）
D 廃 止

＜担当所管評価＞

方向性 — ※A選択の場合のみ
（上記A～Dから選択記入） （上記ア～エから選択記入）

＜町長評価＞

方向性 —

（説明）

子育て家庭を支援するため、小学校修了前の児童を養育する保護者に児童手当を支給していますが、平成19年度法改正により3歳未満が一律月額1万円に拡充されたことから予算増が必要となります

（説明）

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 51

事業名 (計画事業名)	指定訪問介護事業運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 中村文隆

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業 ☒ 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町社会福祉協議会	受益者負担	☒ 有 ☐ 無
事業の意図	(What) 指定訪問介護事業を支援する		
事業の手段	(How) 事業運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
事業運営費を補助	4,820千円	4,500千円	4,200千円	4,000千円		H15～H19	4,200千円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
事業運営費の収入不足額を補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	在宅の要介護状態又は要支援状態にある高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう援助を行っている社協のホームヘルプサービスに対し事業運営費の収入不足額を平成15年度から補助しています
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 在宅福祉サービスの推進を図るため行政の支援が必要であると考えます

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明) 指定訪問介護事業の円滑な実施のため行政の支援が必要であると考えます
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間・市町村の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が一定程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 身体介護、家事援助、訪問介護サービスが適切に提供されています
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明) 在宅介護を支えるサービスとして提供されており、町民の理解が得られる事業と考えます
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明) ～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	(説明) ～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	(説明) ～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) 事業運営費の収入不足額を補助していますが、自主財源確保を促すため毎年度補助金額を削減しています
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) ホームヘルプサービスを継続して提供するため休廃止することが困難な事業

VII事業の方向性

〔来年度に向けた事業の方向性〕 ○方向性の区分(選択例) ☒ A 継 続 ☐ ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) ☐ イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ☐ ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) ☐ エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止	
〈担当所管評価〉 方向性 A — ア (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	〈町長評価〉 方向性 —
(説明) 訪問介護事業は、在宅介護を支えるサービスとし欠かせない事業であり、町内唯一のサービス事業所である町社協へ運営費の不足額を支援していますが、本町の地理的、環境的条件や介護保険制度の改正により安定した運営を行うことが困難な状況にあることから、継続した支援が必要と考えます。	